

IDEC now

● 中小企業サポート誌

<http://www.idec.or.jp>

No. 20

2005.12

4 クローズアップ

顧客の満足度を高める製造・販売体制とは？
ジロテック株式会社 代表取締役 宇多 ユカリ 氏

6 特集2

新会社法要点解説シリーズ No.1
弁護士 大村 健 氏

8 IDECトピックス

公社支援企業紹介 株式会社ボレイ
平成17年度第1回「よこはまビジネス
プラングランプリ」発表会開催報告

10 横浜市経済局から

12 インフォメーション



表紙イラスト「クリスマス(山手111番館)」: おおばひろし

IDEC
YOKOHAMA

発行 / 財団法人横浜産業振興公社
(横浜市中小企業支援センター)
〒231-0011 横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター 7階
Tel.045-225-3714



コミュニティビジネス事業者紹介

P.2

障がい者と高齢者がともに支え合う

社会を目指して

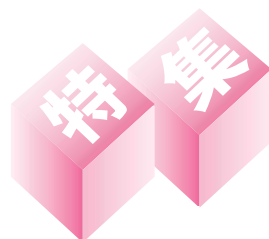
特定非営利活動法人 でっかいそら

地域・コミュニティの様々なニーズや課題に対応して、継続的に事業を行い、豊かな地域社会づくりと地域経済の活性化をめざす「コミュニティビジネス」。

今回は、長年にわたり高齢者福祉に携わってきた経験と実績を活かし、新たに障がい者福祉にも取り組む事業者を紹介します。

コミュニティビジネス事業者紹介

障がい者と高齢者がともに 支え合う社会を目指して



特定非営利活動法人 でっかいそら

地域・コミュニティの様々なニーズや課題に対応して、継続的に事業を行い、豊かな地域社会づくりと地域経済の活性化をめざす「コミュニティビジネス」。

今回は、長年にわたり高齢者福祉に携わってきた経験と実績を活かし、新たに障がい者福祉にも取り組む事業者を紹介します。

● 障がい者の余暇活動拠点がオープン

10月1日、障がい者の余暇活動事業所「おひさま」の開所式が、多数の関係者の出席のもと、盛大に行われました。相鉄瀬谷駅南口から徒歩1分、サンロード商店街の中にあるこの施設は、障がいを持つ人が、養護学校の放課後や作業所が終わった後、余暇活動を行うための拠点として開設されました。利用者は、他の仲間達とともに、体を動かしたり、読書やビデオ鑑賞、ゲームなど余暇の時間を楽しく過ごしています。また、室内に限らず、屋外での遊びや外出補助など、様々なサービスが用意されているのも同施設の特徴です。

施設は会員制となっていて、オープンから2ヶ月を過ぎた現在、会員数は徐々に増加しています。利用対象年齢は4歳児から成人、利用時間は、基本的に平日の13時から17時まで（長期休暇中は9時から17時）ですが、希望者には10時から20時まで



余暇活動事業所「おひさま」

の延長も可能です。また、一時利用や使い放題など複数の利用パターンからニーズに合わせて選択できるほか、送迎を申し込むこともできます（有料）。

● 障がい者福祉に取り組むきっかけ

運営を行う特定非営利活動法人でっかいそら（以下でっかいそら）の理事長の飯田さんは、大学卒業後の約20年間、高齢者福祉の業界に身を置き、今では9つの施設の統括責任者を務めている高齢者福祉の分野におけるスペシャリストです。

そんな飯田さんの障がい者福祉に対する取り組みは、充実しつつある高齢者福祉に比べ、施設数が絶対的に不足している障がい者福祉においては、家族の負担が非常に重くなっていることを知ったことから始まります。障がいのある人達は、養護学校や作業所が終わった後に家庭で過ごすのが日常の一般的なケースです。そのため、世話をする家族や兄弟は、就労の機会や自分の時間を失いがちです。その

上、本人も家庭以外に居場所がなく、遊び相手もないことで、「家族共々ストレスを感じるケースも少なくない」（飯田さん）という現状があります。

また、従来の障がい者支援は子どもを対象としているケースが多く、大人になってから利用できる支援メニューが少ないことも、本人や家族にとっては不満が大きいと飯田さんは感じていました。

こうした現状を踏まえ、「年齢を問わず」「本人だけでなく、家族もサポートできる」支援のあり方について検討した結果、飯田さんは、子どもも成人も受け入れられる障がい者余暇活動支援施設を立ち上げる決意をしました。

● 創業支援制度を活用して資金を調達

これまでの仕事を続けることを条件に、障がい者支援に取り組むことについて勤め先の了解を得た飯田さんは、新たにNPO法人を設立し、独自に活動を行う方法を選択しました。

拠点の開設にあたっては、地域の理解も得ることができ、瀬谷区の商店街の空き店舗を利用できることとなりました。

しかし、公的な制度の枠にあてはまらない余暇活動支援には行政からの運営費補助などはなく、全くの自主事業として取り組むこととなります。活動拠点を開設し、自主的に運営していくためには、活動スペースの改修費をはじめ

とする初期経費をどのように調達するのかという課題がありました。そこで、法人設立前から資金調達の準備を進め、設備資金については、事業計画作成等のアドバイスから融資後の経営支援まで一環したサポートが受けられる「コミュニティビジネス支援融資制度」を活用しました。さらに、コミュニティビジネスでの事業化をサポートするための助成や経営サポートが受けられる「チャレンジコミュニティビジネス支援事業」に応募し、助成金交付対象プランとして認定を受けるなど、創業者向けの支援策を有効に活用して資金調達を行いました。

● 障がい者支援と高齢者支援を一体化

でっかいそらでは、障がいを持つ人と高齢者がともに支え合える社会を目指し、障がい者支援と高齢者支援に一体的に取り組むことを模索しています。その試みの一つとして、来年開設予定の高齢者デイサービスセンターでは、障がいを持つ人達をスタッフとして積極的に雇用することを決めました。高齢者の介護を行う上で、障がいのある人達

に積極的に関わってもらうことで、高齢者支援の新たな担い手を生み出すとともに、障がいを持つ人達の就労の機会を創出することがねらいです。

法人名があらわすとおり、分野にとらわれず、福祉という大きなテーマに取り組むでっかいそらの活動領域はますます広がっていく模様です。

● ショートインタビュー

● 勤務先と「でっかいそら」の掛け持ちは大変だと思うのですが。

飯田さん：通常、日中は勤務先の業務をこなし、夕方以降にでっかいそらの仕事をしています。スタッフの頑張りもあって、留守中も安心して任せられますので、私がずっと張り付いている必要はありません。もともと福祉の仕事が好きで、忙しいことは苦にならないし、「あきらめない、投げ出さない、くじけない」をモットーに常に前向きに取り組んでいます。



理事長の飯田さん

● 新たに福祉事業者としてスタートするにあたり、心がけていることを教えてください。

飯田さん：収益をあげるために、利用者を増やすことに主眼を置きがちですが、まずは利用者に十分に満足してもらえるサービスを提供することを最重点と考えています。そのために利用者やその家族の生活環境やニーズをしっかりと把握し、適切なサービスの提供ときめ細やかなサポートを行っていきたいです。また、多くの福祉現場では常にコスト意識を持ちながら職務に取り組んでいるために、日々疑問や悩みを抱えているスタッフも少なくありません。そうしたスタッフの精神的フォローも重要だと考えています。

特定非営利活動法人 でっかいそら

代 表 者 理事長 飯田 誠
事業内容 障がい者向け余暇活動事業所の運営
所 在 地 横浜市瀬谷区瀬谷4-3-1

連 絡 先 TEL 045-302-1201
FAX 045-302-1201
U R L <http://dekkaisora.fc2web.com/>

当会社の「横浜発コミュニティビジネス」ページでも紹介しています。
URL http://www.cb-yokohama.jp/jirei/kaigo_05.php4

顧客の満足度を高める製造・販売体制とは？



ジロテック株式会社

代表取締役

宇多 ユカリ 氏

Close up

日本企業の海外営業を10年以上経験したあと、外資系企業に転身。日本支社での営業や海外勤務の時代に、現在の事業につながるコネクタの製造・販売に携わっていた、ジロテック社長の宇多さん。当時海外勤務として香港に赴任し、日本を含むアジアマーケット全体を担当していた時、日本における顧客ニーズに対応しきれない体制に疑問を感じていた。その後会社の組織再編を機に、「お客様にもっと満足していただけるような事業を行いたい」と、この分野での起業を決意したという。

創業から2年目を迎えた今年3月、有限会社から株式会社に組織変更し、順調に成長を続ける同社の事業展開に迫る。

商社にはない技術力、大手企業にはないきめ細やかな対応を目指して

● 御社の事業内容についてお聞かせください。

通信用コネクタやケーブルをはじめ、モジュージャック、無線LANなどの製品を製造・輸入し販売しています。オーダーメイド品の製造や自社ブランド製品の販売も行い、お客様の多様なニーズに対応していけるよう、常に製品の多様化を心がけています。

● 御社の強みはどのような部分ですか？

海外に契約工場があり、日本企業の求める高い水準で製造、品質管理を行っている点です。オーダーメイドでの製品づくりが可能なので、お客様からの要望に確実に応えることができます。輸入した製品はきちんと動作確認を行ってから出荷しています。そして、製品を使用する際に万が一不具合が生じた際のアフターサービスも迅速に行うようにし、お客様の信頼を継続して獲得できるよう、心がけています。当社ではお客様のトータルコストの削減に対応することが可能です。商社にはない技術力と、大手企業にはないきめ細かい対応により、専門性を高めることを目指して事業に取り組んでいます。

● 自社ブランドを販売することになったきっかけは何ですか？

ニーズの把握や設計、製造、アフター

サービスに至るまで、当社の技術や仕様など独自のノウハウを取り入れていますので、いずれは自社ブランドを立ち上げたいという思いがありました。今年9月から自社ブランド「PortLinks」シリーズの販売を開始したばかりですが、今後は製品の種類を増やし、ブランド力を高めていきたいと考えています。「PortLinks」というブランドネームは、ヒトやモノが行き交う港をイメージできる横浜を拠点としていること、当社が「つなぐ」製品を扱っていることから名付けました。

● 横浜に拠点を構えたのはどのような理由からですか？

中田市長の創業を支援する内容のメッセージを見る機会があり、起業をバックアップしていく体制が整っていると感じたためです。今でも、専門家への無料相談サービスやセミナーへの参加等を通じ、支援策の活用を経営に活かしています。また、横浜周辺に取引先の集積があり、事業を展開する上でフットワークが活かせるのではないかと考えました。もともと横浜に対するイメージが良かったこともあり、生活の拠点を構え、当初は自宅で開業しました。



ジロテック株式会社

〒227-0044 横浜市青葉区もえぎ野6-9-102
TEL.045-979-1271 FAX.045-979-1275
E-mail info@jirotech-intl.com
URL http://www.jirotech-intl.com

事業内容

- ・各種通信用コネクター・ケーブル
- ・各種モジュラージャック・プラグ
- ・無線LANアンテナ 等の製造販売

事業立ち上げでお世話になった方々のためにも、社会で役に立つ会社に成長させたい

●事業を運営していく上で苦労されていることはありますか？

製品を販売した後、お客様によって支払い条件が異なることから、起業してから半年後に運転資金が不足してしまいました。借入れが必要となり、横浜市の創業融資制度「創業ベンチャー促進資金」を利用し、300万円の融資を受けました。できるだけ借入れはしたくなかったのですが、運営していく中でお客様からの要望などが増えていったこともあり、起業当初の予定よりも資金が必要となりました。

●営業方法はどのようにされていますか？

企業の技術開発の方に対して営業を行うことが多いので、いわゆる「ご用聞き」的な方法ではかえって逆効果となる場合があります。そのため、当社の事業を認知していただき、お客様から当社にお問い合わせいただきやすいような体制が必要だと考え、起業時からWebサイトを立ち上げています。新規のお客様に対してはご連絡をいただいてからお伺いし、営業を行っています。こちらから率先して営業活動をしなくても、お客様から興味を持っていただけるような商品を取り扱うことで、創業以来多くの問い合わせをいただいています。

●最近、Webサイトをリニューアルされたとのことですが、運営する上で心がけていることはありますか？

見る人に安心感をもっていただけるようなデザイン、内容を心がけています。同業他社のWebサイトは寒色系の色合いが多いですが、当社では手作り感のある、暖かい雰

囲気表現しています。取り扱う製品の仕様や技術内容、お客様のトータルコストへの削減に対応できるということなどについて詳細に掲載することで、様々な要求に応えられることをアピールしています。新しい製品や技術に関する情報は常に更新し、お客様にEメールでお知らせするようにしています。

●これから起業を目指す方へのアドバイスをお願いします。

自分の強みを活かせる分野で起業すべきだと思います。自信があり、その分野に長けていれば、たとえ困難なことがあっても知恵と自らのフットワークで工夫し、乗り切れるのではないかと思います。事業を行う上で難しい問題というのは必ず出てきますし、起業することよりも続けていくことの方がはるかに難しいと感じています。また、お客様の要望に確実に応えていくということも大事です。そうすることで、創業して間もない企業であっても、成長のチャンスが増えてくると思います。

●これからの抱負をお聞かせください。

今後は、独自の技術に関して特許を取得することを視野に入れながら事業展開を図りたいと考えています。そして自社ブランドで取り扱う製品の種類を増やし、この分野を拡大させたいと思っています。起業してから多くの方々に支えられたことにより、現在まで事業を続けることが出来ました。当社を支援していただいたお客様や協力会社に対し、少しでも恩返しができるよう、また社会で役に立つような会社にしていけるよう取り組んでいきたいと思っています。

ワンポイントアドバイス

同社は、単に「言われたモノを作って売る」のではなく、「顧客の課題を解決するソリューションを提供する（例えば「トータルコストを削減する」）」という経営姿勢を持っています。それを支えているのが「専門性」や「きめ細かさ」であり、これから起業を考える人にとっても参考になるのではないのでしょうか。当初は「起業」についてあまり気負いはなかったという宇多社長ですが、市場が抱える不満とご自身のキャリア（営業経験、語学力、人脈など）から、「これはビジネスになる」と判断した、起業家としての嗅覚は鋭いものがあります。今後、事業の拡大を図りながら強みを維持、発展させていくためには人材の確保、それから自社ブランドが本当の意味での「資産」として売上に貢献していくための地道な取り組みが必要です。「奔放さ」と「緻密さ」を併せ持つ大阪出身の宇多社長率いるジロテック。これからどんな企業や人、製品をつなげ、新たな価値を生み出していくか、非常に楽しみです。



社長ブログもあるWebサイト

これから会社を設立する人向け 新会社法入門

弁護士 大村 健氏

● 会社法の創設

会社法が、平成17年6月29日に新たな法律として国会で成立し、7月26日に公布されました。現時点では、一部を除いて平成18年5月に施行されるという話です。本稿では、この会社法を新会社法、現行の商法や有限会社法を現行法と呼ぶことにします。

今回の改正の特徴として、これから会社を設立する人に優しい改正という点が挙げられると思いま

す。その中で重要な改正は、

1
最低資本金
制度の撤廃

2
株式会社・
有限会社
の統合

3
機関設計の
多様化

の3つです。以下、これら3つの重要な改正に絞って詳しく見てみましょう。

● 最低資本金制度の撤廃

現行法では、株式会社を設立する場合の最低資本金の額は1000万円、有限会社を設立する場合の最低資本金の額は300万円です。起業するには1000万円や300万円もの大金が必要なんです。もちろんそんな大金がなくなっただけで「個人事業」として起業することはできますが、ビジネスをする際の信用という面では、会社組織に比べてどうしても見劣りしてしまいます。

現在でも、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(旧新事業創出促進法)という法律で、「創業者」(個人事業主の法人成りはこれに当たりません)として認められ、経済産業省へ確認申請するなど一定の要件を満たせば、最低資本金制度の適用はなく、最低1円という資本金の額で(0円ではダメです)株式会社も有限会社も設立することができます(これを「確認会社」といいます)。ただし、5年以内に、資本金の額を株式会社であれば1000万円、有限会社であれば300万円にしなければなりませんので、会社を設立したものの後が大変です。この制度は、新規事業の創出を促進し、雇用機会の拡大を目論んだものでしたが、これが見事的中し、平成17年10月末時点で、既に3万366社もの会社がこの制度を利用して誕生しているとのことです。

新会社法では、最低資本金制度が完全に撤廃されました。これにより経済産業省への確認申請も不要

とされ、5年以内に資本金を増加する必要もなく、最低1円という資本の額で会社を設立することができるようになりましたので、確認会社制度よりも要件が緩和されました。新会社法により、これまで起業の段階で一番頭を悩ませていた資本金の問題から晴れて解放されることになりました。この最低資本金制度の撤廃は、これから会社を設立する人にとって、今回の改正の中で最も重要な改正と言うことができるでしょう。

ただし、実際に1円でよいかどうかは別問題です。資本金の額が小さすぎると赤字で資本金を食いつぶしてしまい債務超過(貸借対照表上の負債の額が資産の額よりも大きくなること)に陥りやすくなってしまふことに注意が必要です。債務超過に陥ると金融機関からの借入も非常に難しくなります。

また、これから会社を設立する人のほとんどが選択する発起設立という会社の設立方法において、現行法下では、資本金の払込証明は、払い込んだ銀行等の払込保管制度を利用していましたが、新会社法下では、銀行預金口座の残高証明で足りることになりました。これも実務的には大きな改正です。

なお、当然のことですが、資本金以外の定款認証手数料や設立の登録免許税等設立にかかる約25万円の費用はこれまでどおり必要となります。

■ 会社法の資本金制度の変化

	経済産業省へ 確認申請	最低資本金	資本金の増加	資本金の払込証明
現行法 (確認会社)	必要	1円以上	必要 (株式会社の場合、設立後5年以内に1000万円) (有限会社の場合、設立後5年以内に300万円)	払い込んだ銀行等の 払込保管制度を利用
新会社法 (株式会社)	不要	1円以上	不要	銀行預金口座の残高証明

● 株式会社・有限会社の統合

これから会社を設立しようというときに、従来、よく利用されてきた会社形態は、株式会社が有限会社でしょう。現行法では、大規模の会社は株式会社、中小規模の会社は有限会社という会社形態を採用することが想定されていますが、実際には、「有限」という言葉の響きから、中小規模の会社でも株式会社が採用されていることが多いと思います。現実問題としても、株式会社の方が、ビジネス上の信用があると誤解されている例が見受けられます。

新会社法では、有限会社が廃止され、全ての有限会社が株式会社に統合されることになりました。つまり、新会社

法施行後は、有限会社は設立することができなくなるのです。

ちなみに、既存の有限会社は、「有限会社」という名称を使用することができる株式会社として生き残ります（これを「特例有限会社」といいます）。

本当は株式会社にしたいけれど、資本金の負担が大変だから有限会社を選択していたという時代は終わり、これから会社を設立する人は、迷わず株式会社に設立することができる（しかも、前述のとおり、資本金も最低1円でOKです）ことになりました。

● 機関設計の多様化

現行法では、株式会社の場合、3名以上の取締役と1名以上の監査役の合計4名の役員の選任を行わなければなりません。

そのため、中小規模の株式会社のほとんどは、家族を役員にしたりして、何とか人数を確保しているわけです。社長だけが実働部隊で、他は名目的な役員なんてこともよくあります。

新会社法では、株式譲渡制限会社（株式の譲渡について取締役会の承認が必要な会社。現在でも中小規模の株式会社のほとんどがこの制度を利用しています）で、中小会社

（資本の額が5億円未満及び負債の額が200億円未満の会社。これから会社を設立する人は間違いなく該当します。）であれば、取締役会を設けず、取締役1人だけの機関設計が認められるようになりました。このほか、新会社法では、会社の規模や株式譲渡制限の有無に対応して、全部で20の機関設計が可能となりました。

これから会社を設立する人の中には、当初の時点では、パートナーなどがいないため、自分1人で会社を設立する人も多いと思います。新会社法施行後は、迷うことなく取締役が自分1人という機関設計をすればよいわけです。

● 終わりに

紙幅の都合で、これから会社を設立する人にとって重要な3つの改正に絞って解説しましたが、新会社法では、この他にも多くの改正がなされています。次回、「すでに会社を経営している人向け新会社法入門」で、その一部の解説を行います。

より深く新会社法を知りたい人は、拙書『ベンチャー企業のための使える会社法』（荒井邦彦公認会計士と共著、税務経理協会、1,890円）をお読みいただくと幸いです（平易な言葉で書いていますので読みやすいと思います）。

■ お問い合わせ

経営支援部 経営支援担当 TEL. 045-225-3711

公社支援企業紹介

日本でのライセンス生産先を仲介

“トランス脂肪酸 ‘ゼロ &’ コレステロール” ゼロのスプレッドを実現 株式会社ボレイ

株式会社ボレイ（横浜市中区）は、今までギリシャから輸入していたオリーブオイルスプレッドを日本の消費者の嗜好に合わせ、かつ商品の低価格化実現のため、日本でのライセンス生産に切り替えました。商品価格が約2割下がったこともあり、売れ行きは好調です。

9月25日より全国のデパート、スーパー等で一斉に販売されているこのオリーブオイルスプレッドの誕生には、ライセンス生産先の紹介という役割で公社が関わっているのです。

● 世界初の植物油凝固化

（株）ボレイは平成14年11月より、世界初の固形状オリーブオイルスプレッドの国内独占販売権を取得し、国内の主要食品問屋を通じて全国の明治屋ストア、紀ノ国屋、三越、伊勢丹など高級スーパーやデパートで販売しています。

スプレッドとは、パンに塗る粘度が高い半固体状のもので、マーガリン、バターなどが一般的に使われています。マーガリンやショートニングは常温では液体なので固形にする際、化学的に水素を添加して製造されます。その過程で、トランス脂肪酸という自然界には存在しない物質が生成されます。

発ガンの恐れがあることなどから、現在、北欧、ドイツなどのEU諸国でトランス脂肪酸摂取について規制が進んでおり、特にFDA（米国食品医薬品局）では、2006年1月1日から含有量の表示義務化が実施されます。

それに対して（株）ボレイが販売するオリーブオイルスプレッドは、エキストラバージンオリーブオイルに天然オレイン酸を豊富に含むパームオイルから抽出した乳化剤を加え、水素添加せずに凝固化に成功しています。水分を全く含まず、塩分、砂糖、化学調味料、保存料、着色料などは一切添加されておらず、天然素材のみを使用しています。

これらを可能にする製造技術については、イスラエルの農業生理学博士シャウル・イーガー氏が特許を保持しており、日本と世界23カ国で出願登録されているものです。

（株）ボレイがこの商品を販売し始めてから短期間で取り扱い店舗が270店舗に拡大したのは商品が時代の健康志向、本物志向に相応しいものであると言えるでしょう。

● 公社への相談

輸入品を販売する限り20%強の輸入関税がかかるため、当該商品の小売価格は1個1600円となり、毎日のバター、マーガリンの代わりに購入するには高額です。日本でのライセンス生産によって価格を下げ、市場のニーズに応えたい、そのために生産をしてくれる市内製造業者を紹介して

欲しいと公社に相談がありました。

そこで市内のある食品関連製造業者を紹介した所、幸運にも諸条件が合い、生産にこぎつけることができました。ビジネスマッチングを行う場合、いざとなると条件が合わなかったり、事情が変更したりとなかなか実際の生産まで行くことは少なく、大変貴重なケースと言えます。

もちろん、（株）ボレイと市内製造業者の両者が努力された結果であることは言うまでもありません。

さらに（株）ボレイは、当時公社で開催していた「ビジネスオークション」というパートナー探しを目的とする商談会にも発表者として参加され、情報収集、ネットワーク拡大にご活用いただきました。

（株）ボレイは以前より経営相談などで公社を活用されていました。公社では、今回のようなライセンス生産先紹介などのように、今後とも多方面で支援していく予定です。

（株）ボレイ

代 表 者	代表取締役 野須 有峰
事業内容	Eger Extra Virgin Olive Oil Spread 日本総製造販売元 食料品の輸出入販売、酒類の輸入販売



所 在 地	横浜市中区尾上町3-43
連 絡 先	TEL 045-662-1433
U R L	http://www.volei.co.jp/

サクセスストーリーを横浜から

平成17年度第1回「よこはまビジネスプラングランプリ」発表会開催報告

10月18日（火）に平成17年度第1回「よこはまビジネスプラングランプリ」発表会・表彰式が開催されました。最近応募者全体のレベルが上がってきており、どのプランを発表いただくか、どのプランに賞を授与するかという点において審査がかなり難しくなっています。今回54件もの応募の中から特に優秀な7件のプランを発表していただきました。

最も優れたプランに授与される「優秀賞」は、独自のDGDS（ドラッグデリバリーシステム）を利用したサプリメント・パッチ「健康香料」のプランを発表したネイチャーテクノロジー（株）に決定、同時に協力企業賞である「か

わしん賞」「りそな神奈川中央賞」「みなとみらいキャピタル賞」も受賞という結果が発表となりました。

また、画像ダイナミックレンジのピクセル単位でのリニア補正を提案したストアネット（株）も「奨励賞」「よこしん賞」「りそな神奈川中央賞」の3つの賞を受賞されました。（結果詳細は下表をご覧ください。）

公社では10～11月に第2回のビジネスプラン募集を行っており、来年の2月に第2回発表会・表彰式を開催する予定です。横浜発の優れたプランが発表されますので、創業や新事業の展開をお考えの方は是非一度プラン発表会にご来場ください。



ネイチャーテクノロジー（株）刈田社長と横浜市長の記念撮影



公社清水理事長からストアネット（株）鈴木社長に奨励賞が授与されました

会社名	ネイチャーテクノロジー(株)	ストアネット(株)	(有)知財戦略研究所	(株)プリズムコミュニケーションズ	(株)ネットイン京都
受賞	優秀賞 かわしん賞 りそな神奈川中央賞 みなとみらいキャピタル賞	奨励賞 よこしん賞 りそな神奈川中央賞	よこしん賞	りそな神奈川中央賞	来場者賞
代表	代表取締役 刈田 貴久	代表取締役 鈴木 護真	代表取締役 櫻井 菊一	代表取締役 前垣 博人	代表取締役 高木 治夫
住所	横浜支社：横浜市中区 日本大通7番地日本大 通7ビル8階	横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル5階	横浜市南区通町 2-32-703	横浜市中区海岸通 4-20 F.bld.みなとみらい8B	京都市中京区 蛸薬師通烏丸西入ル ヒライビル
テーマ	香り成分を主成分とする 衣服貼り経皮吸収製剤「健康香料」の国際 的普及	TV画面で映画館やコ ンサートの雰囲気を表 現する映像の再現	社会福祉法人基幹業務 向け電子カルテ “ケアマイスター” の開発・販売	デジタル映像広告配信 システム「PANDA」	高セキュリティを持つ 無線インターネット 「ユビック事業」

新 横浜キーテクノロジー 平成17年度産学協同研究開発助成対象事業に決定



基礎代謝量を簡便・正確に測定

(株)クロスウェルは東邦大学医学部附属佐倉病院と共同で、従来から医療機関で用いられている呼気ガス分析法での基礎代謝量計測を、より簡便に同等の精度で測定できる“マイエナジー”を開発しました。

従来研究機関で使用されていた呼気ガス分析法による計測では高コスト・装着の煩わしさから患者が定期的に受診するには負担がありました。開発のポイントは東邦佐倉病院と共同で、就寝前・起床後の体重を計測することで同様の計測を行うことが可能なソフトを開発したところによります。これにより従来の問題点を解決し利用者の負担を軽減することに成功しました。就寝前・起床後の夜間体重変動から基礎代謝量を割り出し、さらに生活パターンを組み入れることで基礎代謝量の変化の分析を行い、医師の患者指導をサポートするのが狙い。

市場へは来年3月に販売を開始し、当面病院向けに販売されるが将来的には一般家庭への普及も狙っているとのこと。価格は1セット30万円を予定。メタボリックシンドローム向け計器のパイオニアを目指し生活習慣病の予防と、高齢者の安全な治療に向けて機器の開発を進めています。同社では今月にもメタボリックシンドローム向け計器として、自動血圧計を販売する。



体重計に記憶装置が付属されている形状の“マイエナジー”



分析結果表示画面

分析方法の比較



呼気ガス分析法での装着状態

- 呼気ガス分析法：従来医療機関で用いられている方法。呼気ガス内の酸素、二酸化炭素の変化量や窒素排泄量を計測し基礎代謝量を算出します。この方法は高精度ですが、装置が高額なことや装着の煩わしさから利用者への身体的負担が大きくなります。
- 生体インピーダンス法：体内の電気抵抗（インピーダンス）を計測して算出しますが、お風呂上りや運動後、もしくは飲酒などによって体内の水分量等が異なると測定値も変わってきてしまいます。簡便ではありますが結果の正確性は乏しくなると言われています。

株式会社 クロスウェル

代表取締役社長 永谷 基
横浜市西区岡野1丁目20番19号
TEL.045-312-9301 FAX.045-312-9302
【創業】2003年7月
【資本金】100,500,000円（2005年10月）
【URL】<http://crosswell.jp>

支援センターを活用しました

機器開発にあたりましては、横浜市の工業技術支援センター様の迅速なアドバイスやご支援をいただいております。紙面をお借りし心より感謝申し上げます。

■お問い合わせ

横浜市工業技術支援センター 担当：相馬 TEL. 045-788-9000
URL http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/sien_c/index.html

広域CBO 参加企業募集中!!

横浜市・川崎市・静岡市・大阪市・神戸市・東京都・大阪府で連携し、日本初の自治体連携CBO（社債担保証券）を実施します。CBOの発行により、無担保の私募債発行による長期・安定的な資金調達手法を獲得でき、市場からの資金を調達できる直接金融への道を拓くことができます。

CBO（社債担保証券）：中小企業が発行する社債をひとまとめにして証券化することで、市場から資金を調達する仕組み

■ 広域CBO募集の概要

参 加 条 件	・当該地域に営業所等がある、当該地域への進出を検討している等の企業。 ・取扱金融機関における審査において採り上げが認められること。
募 集 期 限	平成18年1月13日
社 債 発 行 日	平成18年3月中旬（予定）
発 行 金 額	3,000万円～1億円（1,000万円単位）
期 間	3年
返 済 方 法	期日一括返済
発 行 利 率	固定金利 / 債権発行前に決定
期 限 前 返 済	不可
担 保 / 保 証 人	なし
取 扱 金 融 機 関	みずほ銀行・静岡銀行

詳細は横浜型債券市場ホームページでお知らせしています。また、横浜型債券市場の概要については、ホームページ上で掲載しているほか、取扱金融機関等でリーフレットを配布しています。



広域CBOに参加した企業は、横浜市経済局横浜型債券市場ホームページに自社の情報を掲載できます。横浜型債券市場は、横浜経済を支える元気な中小企業を応援していきます!!

■ お問い合わせ先

経済局経営金融課 債券市場担当 TEL. **045-671-2586**

URL http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/saiken/html/jissi_cbo.html



工業統計調査にご協力をお願いします!

経済産業省の所管により、平成17年12月31日現在で製造業を営む全事業所を対象に、工業統計調査を行います。この調査は、我が国の製造業の実態を把握することを目的としています。12月中旬から、県知事が任命した調査員が、調査票の配布にお伺いします。お答えいただいた調査票の内容は、統計以外の目的には使用されることはありません。年末年始のお忙しい中、誠に恐縮ですが、当調査の趣旨を御理解の上、調査票の記入をお願いいたします。

■ お問い合わせ先

総務局行政部統計解析課 TEL. **045-671-2107**

URL <http://www.city.yokohama.jp/me/stat/>

起業家フォローアップセミナーの受講者を募集します！

講座概要

マーケティング講座

平成18年2月14日（火）
9：00～17：00

ご自身の商品やサービスをどのように提供して売り上げを得るか・・・マーケティングについての考察は、ビジネスを成功するために不可欠な要素です。マーケティングの基礎知識のほか、市場環境の調査方法や販売促進・PR方法など、これから開業される方にとって有効なマーケティング手法について学んでいきます。

労務講座

平成18年2月21日（火）
9：00～17：00

労働契約、年金・健康保険、労災・雇用保険など社会保険に関する知識は、従業員を雇用するときだけでなく、ご自身が独立して事業主になる際にも大切です。雇用、賃金、労働時間についての留意点など、労務に関する基礎知識について、体系的に学んでみませんか。

募集対象

横浜市内在住・在勤・在学または横浜市内で開業を予定されている方

会 場

（財）横浜産業振興公社「大会議室」

募集人員

各25人（応募者多数の場合は抽選となります。）

受 講 料

各3,000円

財務講座

平成18年2月16日（木）
9：00～17：00

開業時における事業形態ごと（法人・個人別）の届出・提出書類や開業後の経理業務についての基礎知識を習得するための講座です。日常的な経理処理から、決算手続きの仕組みなどについて学んでください。

知的財産権講座

平成18年2月24日（金）
9：00～17：00

特許権・実用新案権・意匠権・商標権の成立要件や手続きについての基礎知識をはじめ、事例に学ぶトラブル対策など、知的財産権に関する戦略について解説します。

申込締切

平成18年1月31日（火）必着

申込方法

Webサイト（<http://www.danzenyokohama.jp>）よりオンラインでお申し込みいただけます。また、FAX、郵送などでも受付いたします。

カリキュラムや講師など詳細については、Webサイトからご覧いただけます。ご希望の方には「案内パンフレット・受講申込書」を郵送いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

■お申し込み・お問い合わせ

経営支援部 経営支援担当 TEL. 045-225-3711 FAX. 045-225-3738
E-mail danzen@idec.or.jp URL <http://www.danzenyokohama.jp>

350万市民がごみ減量・リサイクルに挑戦！ **ヨコハマはG30**